

改正概要説明書	
国名：ブルネイ	法令名：意匠法
改正情報：2020 年 2 月 13 日公布	
改正概要： 1. INDUSTRIAL DESIGNS (AMENDMENT) ORDER, 2014(2014 年 8 月 27 日施行)の施行に伴い追加された(第 57A 条, 第 76A 条, 第 78A 条) なお, ブルネイはハーグ協定のジュネーヴ改正協定には, 2013 年 9 月 24 日に加盟し, 2013 年 12 月 24 日に発効している。(第 2 条, 第 76A 条) 2. 「根拠のない脅迫に対する救済」に関して, ブルネイ特許法第 75 条(Threats of infringement proceedings)と同等内容の条文が意匠法に追加された。(第 57A 条) 3. 「登録官の権限」に関して, ハーグ協定のジュネーヴ改正協定に係る規則の制定及び公報に係る規則の制定が明確化された。(第 76A 条, 第 78A 条)	
改正内容： ・第 2 条 「ハーグ協定のジュネーヴ改正協定」に関連する事項が追加された。 ・第 57A 条, 第 76A 条, 第 78A 条 新設条項である。	